

償却資産申告調査業務委託
仕様書

佐久市総務部税務課

償却資産申告調査業務委託 仕様書

件名 償却資産申告調査業務委託

場所 佐久市全域

第1章 総則

第1条 (目的)

償却資産申告調査業務委託（以下、「本業務」という。）は、佐久市における固定資産税の適正かつ公平な課税を実現するため、的確な調査により償却資産課税客体を捕捉するとともに、適正申告の促進・確保により、適切な税務行政を推進することを目的とする。

第2条 (適用の範囲)

本仕様書は、佐久市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）に委託する本業務に適用するもので、乙が執行しなければならない一般的事項を定めたものである。

第3条 (期間)

本業務の期間は、契約日の翌日から令和8年3月15日までとする。

第4条 (支払い)

本業務の契約に係る支払い回数は、1回とする。

第5条 (契約の種別)

本業務の契約の種別は、総価契約とする。

第6条 (関係法令等)

本業務の実施にあたっては、償却資産申告調査業務委託契約書及び本仕様書による他、下記の関係法令等に準拠し実施するものとする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）
- (2) 固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）
- (3) 佐久市税条例
- (4) 佐久市固定資産評価事務取扱要領
- (5) 佐久市財務規則
- (6) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) その他関係法令

第7条 (作業概念)

本業務を実施するにあたっては、固定資産税に関する高度な知識と経験及び専門的かつ実践的な

対応が必要となること、並びに業務資料に個人情報が含まれること等を鑑み、本業務の主旨及び目的を十分に理解した上で本業務に精通した主任技術者を選任し、かつ、適切な人員構成を行ない、最高技術を発揮するよう努力するとともに正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

第8条（保有資格等）

乙は、以下の資格を保有しなければならない。ただし、(2)、(3)については、いずれかの資格を保有すれば足りるものとする。なお、審査機関による証明書の写しを提出するものとする。

- (1) ISO9001（品質マネジメントシステム）
- (2) ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
- (3) プライバシーマーク（日本情報処理開発協会）

2 乙は、次に掲げる業務実績の要件等を有しているものとし、業務実績を証する書類を契約時に提出するものとする。

- (1) 直近5年間（令和2年度～令和6年度）において、自治体が発注する固定資産税（償却資産）に係る調査業務の受託実績があること。

第9条（疑義の協議）

本業務の実施にあたり、本仕様書の記載内容及び定めのない事項について疑義が生じた場合には、甲と乙とが協議の上、甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

第10条（作業実施計画）

乙は、契約締結後速やかに甲と打ち合わせを行ない、作業実施計画書を甲に提出し承認を得なければならない。また、その内容に変更が生じた際も同様とする。

第11条（打ち合わせ等）

乙は、甲と緊密な連絡のもとに作業を実施するとともに、甲が必要とする場合に打ち合わせ等を行うものとする。

2 乙は、甲からの打ち合わせ等の申出があった場合は、直ちに対応できる体制を整えるものとする。

第12条（貸与資料）

乙は、本業務に必要な資料について、乙は甲に文書で請求するものとする。なお、甲から貸与される資料について、乙はその重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失並びに盗難等事故のないよう厳重に管理し取り扱うものとする。また、貸与される資料の複製、データ変換等に要する費用は乙の負担とする。

第13条（工程管理）

乙は、本業務の各作業工程終了時は適切な社内検査を行うものとし、その実施方法及び結果について甲に報告するものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に業務の進行状況について報告させることができる。この場合、乙は速や

かに甲へ必要な報告を行うこととする。

3 甲は、各作業工程において必要に応じて適宜検査を行い、不備の箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、乙は訂正等の指示を受けたときは、速やかにその指示に従うものとする。

第14条（個人情報の保護）

乙は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約の履行に関して収集した個人情報（以下、「収集個人情報」という。）及び甲から提供された個人情報（以下、「提供個人情報」という。）をこの契約の履行目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。

3 乙は、収集個人情報及び提供個人情報を複写、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

4 乙は、収集個人情報及び提供個人情報を履行完了時に甲に提出し、又は返還しなければならない。

5 乙は、収集個人情報及び提供個人情報を漏えい、き損、又は紛失したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

6 甲は、乙の収集個人情報及び提供個人情報の取扱状況につき、調査、報告、必要な指示をすることができる。

7 乙が前各号に違反し、甲、又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を補償しなければならない。

第15条（検査）

乙は、成果品に関し、誤記、遺漏がないよう慎重に検査を行い、業務途中においても必要に応じて甲の検査を受け、その結果、加除、訂正等の指示があれば速やかにその指示に従うものとする。乙は、業務完了後、甲の完了検査を受け、手直しがあつた場合には速やかに修正を行ない、再検査の合格をもって業務完了とする。また、納品後においても成果品に誤りがあつた場合には、乙の責任をもって直ちにその誤りを修正するものとする。

第16条（成果品の帰属等）

本業務の成果品は、全て甲の管理及び帰属とし、乙は成果品等を甲の許可なく第三者に公表または貸与してはならない。

第17条（守秘義務）

本業務において、乙は在職中はもとより退職後といえども業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならない。

第18条（権利義務の譲渡）

乙は、この契約から生じる一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

第19条（再委託の禁止又は制限）

乙は、本業務の全部、又は一部を甲の許可なく第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

第20条（契約不適合責任）

乙は、業務終了後、成果品に不良個所が発見された場合、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。また、この事に要する経費は乙が負担するものとする。

第21条（紛争の回避）

乙が本業務遂行のため私有地に立ち入る場合は、事前に甲と協議し、必要と認めた場合には土地所有者等の了解を得て、紛争の起こらないよう十分留意し業務を遂行しなければならないものとする。

第22条（損害の賠償）

本業務遂行中に乙が甲及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は乙が負い、乙において解決するものとする。

第23条（契約の解除）

甲は、乙が以下に掲げる事項に該当した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が契約の履行にあたって不正な行為を行ったとき。

2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを一切負わないものとする。

第24条（担当部署）

本業務における甲の担当部署等は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署 佐久市総務部税務課
- (2) 住 所 長野県佐久市中込3056
- (3) 連絡先 税務課資産税係 0267-78-3070

第2章 業務の概要

第25条（業務概要）

本業務は、地方税法及び固定資産評価基準等の関係法令等に準拠するものであり、その概要は、次のとおりとする。

- (1) 計画
 - ① 計画準備・打ち合わせ協議
 - ② 償却資産・統計データ分析
 - ③ 償却資産調査計画策定

- (2) 未申告者調査
 - ① 未申告事業者データ照合調査
 - ② 太陽光パネル未申告事業者データ照合調査
 - ③ 調査対象事業者選定・協議
 - ④ 送付書類作成
 - ⑤ コールセンター業務
- (3) 勉強会開催及び報告
 - ① 業務実施報告書作成

第26条（業務範囲）

本業務における調査対象は、次のとおりとする。

- (1) 未申告者調査：佐久市内に事業所等を有する償却資産申告のない事業者
- (2) 太陽光パネル未申告事業者データ照合調査：佐久市内に太陽光パネル等の発電設備を設置している償却資産申告のない事業者

第27条（貸与資料）

本業務に使用する資料として、甲は、乙に以下のものを貸与するものとする。なお、乙は、その保管及び取り扱いには十分注意し、作業終了後には直ちに甲に返還するものとする。また、貸与される資料の複製、データ変換等に要する費用は乙の負担とする。

- (1) 償却資産課税マスタ
- (2) その他、乙の請求により甲が必要と認めたもの

第3章 業務の内容

第28条（計画準備・打ち合わせ協議）

乙は、本業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに甲と打ち合わせ協議を行い、甲の業務内容及び業務量を把握した上で、作業工程及び手順について計画立案し、業務実施計画書及び作業工程表を甲に提出し承認を得なければならない。また、その内容に変更が生じた際も同様とする。

2 業務実施計画書には、以下に掲げる事項を記載することとする。

- (1) 業務内容
- (2) 業務実施方法
- (3) 人員配置
- (4) 工程管理体制

第29条（償却資産・統計データ分析）

乙は、甲から貸与される本業務に貸与する償却資産課税データ等を収集・整理するものとする。

2 収集された償却資産課税データ等から、佐久市統計書や経済センサス等の統計データを分析し、調査計画立案のための情報収集を行い、本業務の調査対象事業者数を明確にするものとする。

第30条（償却資産調査計画策定）

乙は、前条の整理結果と甲からのヒアリング等を勘案し、事業者選定に係る方針及び調査対象選定基準等を記載し、調査可能な調査計画を立案するものとする。

2 調査計画は、今後職員による効率的な償却資産調査が行えるよう、分かりやすい調査計画を立案するものとする。

第31条（未申告事業者データ照合調査）

乙は、佐久市内に所在する事業所について、甲が提供する甲の庁内他部署管理データ及び他の官公庁から取得可能なデータ並びにインターネットを活用して情報収集を行い、甲が貸与する償却資産課税マスタ等における申告事業者との照合調査を行うものとする。なお、収集した情報については、入手元を明確にすること。

第32条（太陽光パネル未申告事業者データ照合調査）

乙は、経済産業省が公表している「事業計画認定情報」等を元に、甲が貸与する償却資産課税マスタ等における申告事業者との照合調査を行うものとする。なお、収集した情報については、入手元を明確にすること。

第33条（調査対象事業者選定）

乙は、前条の未申告事業者データ照合調査及び太陽光パネル未申告事業者データ照合調査の結果に基づき、未申告が疑われる事業者の一覧（未申告疑義事業者一覧表及び太陽光パネル未申告疑義事業者一覧表）を整理する。

2 乙は、未申告疑義事業者一覧表及び太陽光パネル未申告疑義事業者一覧表を甲へ報告するとともに、当該事業者に対する申告指導対応について協議を行い、必要に応じて助言を行うものとする。

第34条（送付書類作成）

乙は、前条で作成した未申告疑義事業者一覧表及び太陽光パネル未申告疑義事業者一覧表の事業者に対して送付する資料（償却資産説明資料等）を作成し、必要な部数の印刷を行うものとする。また、送付する資料の内容については、別途協議の上、決定するものとする。印刷に関わる費用は乙の負担とする。なお、資料の送付は甲が承認後に甲が行うため、送付に関わる費用は含めない。

第35条（コールセンター業務）

乙は、土日祝及び年末年始を除く平日9:00～17:00にオペレーターが常時対応するコールセンターを設置し、前条の資料送付先又は一般市民からの本業務に関する問い合わせに対し適切な対応を行うとともに、その内容について適宜甲への報告を行う。コールセンターの設置期間は修正申告期間（概ね2ヶ月間以内で設定）とし、詳細は甲及び乙により協議の上、決定するものとする。

第36条（勉強会開催及び業務実施報告書作成）

乙は、甲との連携を密に図り、償却資産に関する勉強会を開催し、相互の理解を深め、償却資産課税の適正並びに公平化の円滑な推進に努める。

また、本業務の実施結果は、業務実施報告書として甲へ報告するものとする。なお、作成内容につ

いてはおおむね以下の内容を含むものとし、詳細は甲及び乙により協議の上、決定するものとする。

- (1) 作業の目的
- (2) 作業実施内容（作業経過や結果等）
- (3) 打合せ議事録
- (4) 次回調査に向けた課題・検討事項等

第4章 成果品

第37条（成果品）

乙は、本業務における成果品の内容を明瞭化するため、次の報告書等を甲に納品するものとする。
なお、媒体、編纂等については、甲との協議の上、適宜、調整を行うものとする。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 未申告疑義事業者一覧表 | 1式 |
| (2) 太陽光パネル未申告疑義事業者一覧表 | 1式 |
| (3) 償却資産説明資料 | 1式 |
| (4) 業務実施報告書 | 1式 |